

# プレミアムウォーターポイント利用規約

## 第1条 目的

1. プレミアムウォーターポイント(以下「PW ポイント」といいます。)は、プレミアムウォーター株式会社(以下「本部」といいます。)が「プレミアムウォーターポイント利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、特定の対象者(以下「会員」といいます。)に対して提供されるものです。この PW ポイントの提供プログラムを「本プログラム」といいます。
2. 本プログラムは、本規約のほか、本部が別途定める諸条件(以下「特定条件」といい、本規約と併せて「本プログラム提供条件」といいます。)に基づいて実施し、運営されます。なお、本規約の内容と特定条件の内容が矛盾又は実質的に相違するときは、特定条件の内容が優先的に適用されるものとします。

## 第2条 会員

1. 会員は、本部が別途指定する宅配水サービスを現にご利用の方に限ります。
2. 会員は、本プログラム提供条件を遵守するものとします。

## 第3条 本プログラムの利用条件

1. 本プログラムの利用にあたり、認証のために使用する ID 及びパスワード(以下「マイページアカウント」といいます。)は、第2条1項に定める宅配水サービスの Web 上の「マイページ」の ID 及びパスワードとします。
2. 会員は、マイページアカウントを大切に保管するものとし、会員以外の第三者にマイページアカウントを貸与又は提供しないようにするものとします。
3. 本部は、入力されたマイページアカウントの一致を確認することによって会員本人による本プログラムの利用があったものとみなします。

## 第4条 ポイントの付与方法等

1. 本部は、宅配水サービスに係る宅配水の購入代金(以下「ポイント換算対象料金」といいます。)の額に対して以下に定める計算方法を適用して、会員に PW ポイントを付与します。ただし、ポイント換算対象料金の金額に割引の適用がある場合には、割引適用後の金額に応じて PW ポイントを付与します。また、以下に定める計算方法を適用した結果、PW ポイントに小数点が生じるときは、この小数点以下を切り上げます。  
■  $\text{ポイント換算対象料金} \times 1 \text{ パーセント} = \text{付与される PW ポイントの数}$
2. 本部は、別途指定する条件に該当する会員に対して PW ポイントを付与し、又は特別キャンペーンとして PW ポイントの付与数を増加させることがあります。この場合の付与条件等は、本プログラム提供条件のほか、別途本部の Web サイト等に記載して告知します。
3. ポイント換算対象料金は、会員による宅配水の購入代金のうち消費税相当額を除いた金額を基準とします。なお、ポイント換算対象料金には、地帯別追加送料その他の配送料、事務手数料や代金引換手数料その他各種手数料は含まれません。
4. 本部は、会員に対し、購入した宅配水の出荷が完了した日から起算して 31 日後に PW ポイントを付与します。なお、会員が保有できる PW ポイントの数に上限はありません。

5. 本部は、以下各号のいずれかに該当するときは、何ら事前の告知を要することなく会員に付与した PW ポイントを取り消すことができるものとします。
  - (1) 会員が不正な方法によって PW ポイントの付与、交換又は合算をおこなったと本部が判断した場合
  - (2) 会員が不正な方法により第三者の PW ポイントの利用等をおこなった場合
  - (3) 会員が本規約又は本部が定める他の規約に違反した場合
  - (4) 本項 1 号から 3 号に定めるほか、会員が本プログラムの利用状況又は宅配水サービスの利用状況が不適切又は社会通念に照らして容認できない等の事情により、会員による本プログラムの利用が相当でないと本部が判断した場合
6. 本部は、会員が前項各号のいずれかに該当するおそれのある場合又は会員が本部に対して未払いの料金等がある場合には、何ら事前の告知を要することなく会員による PW ポイントの使用を停止することができます。
7. PW ポイントの有効期間(以下「有効期間」といいます。)は、PW ポイントが付与された月から数えて 24 か月経過後の月末までとします。
8. 会員は、マイページへのログイン又はカスタマーセンターへ問い合わせることにより、自己が保有している PW ポイント数を照会することができます。
9. 会員は、本プログラムに係る権利及び PW ポイントを、第三者に譲渡(有償で PW ポイントを売買することその他の換金も含まれます。)、貸与、質入れし、又は担保に供することはできません。

## 第 5 条 ポイントの使用

1. 会員は、PW ポイントを本部が定めた方法に基づいて 1 ポイント単位=1 円として、本部の運営する「PREMIUM MALL」上の商品の決済代金(商品の販売代金、送料及び消費税相当額を含みます。ただし、一部商品の販売代金、一部送料、一部手数料は除きます。以下同様とします。)に充当するために PW ポイントを使用することができます。
2. 会員は、本部が指定する Web サイトから本部が定める方法により PW ポイントの使用を申し込みます。
3. 本部は、PW ポイントの対象となる商品に制限を加え、又は PW ポイントの使用に条件を付すことができます。
4. 本部は、会員が PW ポイントを利用して購入した商品をキャンセル又は返品した場合、支払いに使用した PW ポイントは、手続き完了後に返還いたします。(ポイント付与時の有効期限にて返還となります。キャンセル時点でポイントの有効期限を過ぎている場合は期限切れとなり、ポイントは返還されません。)
5. 本部は、入力されたマイページアカウントの一致を確認することによって会員本人による本プログラムの利用があったものとみなします。第三者による不正使用等により PW ポイントが消失した場合でも、その不正使用等について本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、消失したポイントの再発行はできません。
6. 本部は、理由の如何を問わず、PW ポイントを現金により返還する義務を負いません。
7. 本部は会員との間で成立した宅配水サービスの利用契約ごとに PW ポイントを会員に発行するものとし、会員は複数の契約ごとに発行された PW ポイントの合算を請求できません。

## 第 6 条 メンテナンス等

本部は、本プログラムの運営システム等のメンテナンス又は改修等のため必要があるときは、会員に対する事前通知又は事前承諾を得ることなく、会員による本プログラムの使用を停止させることがあります。これによって会員

に損害が生じた場合であっても、本部は、自己の責めに帰すべき事由がある場合を除き、会員に対して一切の責任を負いません。

## 第7条 本プログラムの変更等

1. 本部は、必要と認めるときには、本部の指定する Web サイトに掲載することにより、随時又は一定の予告期間を定めた上で本規約及び本プログラム提供条件を変更することができるものとします。この場合、本部は、変更後の本規約及び本プログラムの提供条件を適用するものとします。
2. 本プログラムは本部の都合により、事前の予告なく全部又は一部を停止又は終了することがあります。

## 第8条 情報利用

本部は、本プログラムの提供にあたり取得した会員の情報(以下「会員情報」といいます。)については、本部の定める「プライバシーポリシー」に従って取り扱うものとします。

## 第9条 会員の資格の喪失

会員が以下各号のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失します。また、会員が会員資格を喪失した場合には、その時点で会員が保有していた PW ポイントは全部失効するものとします。

- (1) 本部が提供又は指定する宅配水サービスの利用契約の終了手続きを開始したとき(会員による申出解約又は本部による強制解約を含みます。)
- (2) 会員資格を得る際に本部に虚偽の内容を申告したとき
- (3) 会員が本規約又は本部との間のその他の規約に違反したとき
- (4) 本条1号から3号に定めるほか、本部が会員として不適格であると判断したとき

## 第10条 責任

1. 本部は、自らの責めに帰すべき事由により会員に損害が発生した場合には、直接かつ現実に生じた損害の範囲内でこれを賠償する責任を負います。ただし、本部に故意又は重過失があるときはこの限りではありません。
2. 前項本文に基づく損害賠償の限度額は、損害の発生時の過去3か月間において付与された PW ポイントの1か月あたりの平均を円換算して得られる額の総額を超えないものとします。
3. 本部は、有効期間を経過して PW ポイントが失効した場合には、本部はこれに対して何ら補償をおこなう責任を負いません。また、本部の責めに帰すべき事由がある場合を除き、PW ポイントの失効に関し、本部は何ら責任を負わないものとします。
4. 本部の責めに帰さない通信機器等の障害又は回線障害等により本プログラムの取扱いが遅延又は不能となった場合には、本部はそのために生じた損害について賠償責任を負いません。
5. PW ポイントの数に関するデータが災害その他やむを得ない事情によって消失した場合又は当該データに異常が生じた場合には、本部は、当該時点において取り得る合理的な措置を講じます。それにもかかわらずデータの復元又は異常が解消されなかった場合には、そのために生じた損害について、本部に責めに帰すべき事由がある場合を除き、本部は一切の責任を負いません。
6. 本部は、会員が本規約に違反したことで損害を被った場合には、その損害の全額について賠償を請求する

ことができます。

#### **第 11 条 法令に関する事項**

本プログラムの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### **第 12 条 準拠法**

本規約に関する準拠法は日本国法とします。

#### **第 13 条 合意管轄**

本部と会員との間で本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を再一審の専属的合意管轄裁判所とします。

プレミアムウォーター株式会社

制定 2018 年7月 1 日

改定 2018 年 11 月 15 日

改定 2020 年4月1日